

◎各種手続き一覧表の「チェック」欄を活用してください。

- 1) 手続きが必要な場合は「チェック」欄の該当の有無に○をします。
- 2) 【必要なもの】の項目で用意できたものに ✓ して、確認してください。



国民健康保険加入者が亡くなった場合

分	チェック	岐南町での手続き	担当課
②国民健康保険・後期高齢者医療制度の資格喪失届及び葬祭費の申請	該当	<p>≪国民健康保険・後期高齢者医療制度の方≫</p> <p>【概要】</p> <p>死亡された方が、国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者の場合、喪失の手続きをし、葬祭費を支給します。</p> <p>【必要なもの】</p>	<p>保険年金課 2階2番窓口 (☎058-247-1341)</p>
	有	<p>死亡された方が、国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者の場合、喪失の手続きをし、葬祭費を支給します。</p>	
	無	<p>【必要なもの】</p>	
	✓	<p>・被保険者証及び資格確認書（死亡者）</p>	
	✓	<p>・申請者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード）</p>	
✓	<p>・本人（申請者）確認ができるもの（運転免許証、パスポート）</p>		
✓	<p>・預貯金口座（喪主）のわかるもの</p>		
✓	<p>・葬儀の通知や会葬礼状など葬儀を執り行った事が確認できる書類</p>		

【お願い】

- 手続きにはお時間がかかる場合がありますので、ゆとりを持ってお越しください。
- また、ご高齢の方やお体をご不自由な場合は職員が介助いたしますので、お気軽に声をかけてください。
- 事前に、手続きの書類等の確認をお電話にてお聞きしますので、担当課までご連絡ください。
※お電話の場合、個人情報についての詳細はお話しできませんのでご了承ください。

各種手続き一覧表

区分	対応	岐南町での手続き	担当課
① マイナンバーカード・住民基本台帳カードの返却	該当有無	<p>マイナンバーカード、住民基本台帳カードは、死亡された場合、役場に返還をしていただく必要があります。</p> <p>※返還に期限はありません。手続き（役場だけでなく銀行や保険会社含む）で死亡した方のマイナンバーが必要な場合がありますが、返還をするとマイナンバーがわかるものがなくなりますのでご注意ください。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード 	<p>1階1番窓口 住民課 (☎058-247-1333)</p>
	該当有無	<p>◎障害者手帳・福祉医療受給者証・福祉手当の喪失手続（該当者のみ）</p> <p>【概要】</p> <p>死亡された方が、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持していた場合は、手帳の返還手続を、福祉医療受給者証を所持していた場合は、受給者証の喪失手続をします。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 ・福祉医療受給者証 ・来庁者の本人確認書類 	
③ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の資格喪失届及び葬祭費の申請	該当有無	<p>《国民健康保険・後期高齢者医療制度の方》</p> <p>【概要】</p> <p>死亡された方が、国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者の場合、喪失の手続きをし、葬祭費を支給します。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証及び資格確認書（死亡者） ・申請者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード） ・本人（申請者）確認ができるもの（運転免許証、パスポート） ・預貯金口座（喪主）のわかるもの ・葬儀の通知や会葬礼状など葬儀を執り行った事が確認できる書類 	<p>2階2番窓口 保険年金課 (☎058-247-1341)</p>
	該当有無	<p>【概要】</p> <p>死亡された方が、介護保険の被保険者の場合、喪失の手続きをします。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証及び資格確認書（死亡者） ・相続人の振込先の確認ができるもの 	
	該当有無		
	該当有無		
	該当有無		
④ 介護保険の喪失手続（該当者のみ）	該当有無	<p>【概要】</p> <p>死亡された方が、介護保険の被保険者の場合、喪失の手続きをします。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証及び資格確認書（死亡者） ・相続人の振込先の確認ができるもの 	

区分	手 続	岐南町での手続き	担当課
⑤年金関係の手 続(該当者のみ)	該 当 有 無	<p>【概要】</p> <p>年齢や受給年金の種類等により手続きが異なりますので、岐阜南年金事務所へお尋ねください。</p>	<p>岐阜南年金事務所 (☎代)058-273-6161)</p>
⑥給水装置所有 者変更届、排水 設備使用者変更 届(該当者の み)	該 当 有 無	<p>【概要】</p> <p>死亡された方が、給水装置(上水道)の所有者、排水設備(下水道)の使用者の場合、上下水道課窓口で変更の手続きをお願いします。</p> <p>※岐南町水道料金事務センターでも手続きができます。岐南町水道料金事務センター〔岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階西 ☎058-259-3700 受付時間 平日8:30から17:15まで(年末年始を除く)〕</p>	<p>4階1番窓口 上下水道課 (☎058-247-1371)</p>
⑦葬祭補助金の 申請	該 当 有 無	<p>【概要】</p> <p>岐南町の住民の方が死亡・死産された場合、火葬を実施した方(※)に対して火葬費用を補助する制度です。</p> <p>※火葬を実施した方とは、火葬許可証の届出人の方です。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬許可証(火葬が執行された日時が記載された証明書) ・領収書又は使用許可証(使用料のわかるもの) ・火葬を実施した者の印鑑(認印) ・振込先の確認ができるもの(預金通帳等) 	<p>4階2番窓口 くらし安全課 (☎058-247-1360)</p>
⑧農地の相続等 の届出手続(該 当者のみ)	該 当 有 無	<p>【概要】</p> <p>相続等により農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨の届出が必要です。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ・印鑑(認印) ・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認ができる書面 	<p>4階3番窓口 建設課 (☎058-247-1332)</p>
⑨その他		<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証等役場から交付した証明書などの返却。 ・各種公共料金に関する契約名義・支払口座変更等は各契約先で手続きをお願いします。 ・登記された建物や土地、軽自動車や原動機付自転車などの名義変更は速やかに手続きをお願いします。 ・令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。詳しくは岐南地方法務局(TEL:058-245-3181)まで ・相続税・贈与税についてお知りになりたい方は、国税庁ホームページで調べられます！ www.nta.go.jp ★電話相談センターで相談できます！ <p>(☎058-271-7111 自動音声案内にて「1」を選択してください。)</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>相続税・贈与税特集</p> </div>

日刊紙及び町広報紙への情報提供について

ご了解をいただいた方につきまして、下記日刊紙への情報提供及び、町の広報紙「マイタウンぎなん」への掲載も行います。

対象は、亡くなった方が岐南町に住民登録（居住地登録）されている方となります。

◎情報を提供する日刊紙は、以下のとおりです。

岐阜新聞・中日新聞・朝日新聞・読売新聞の4日刊紙です。

・情報提供の内容は、以下のとおりです。

①死亡者氏名 ②死亡時満年齢 ③住所 ④死亡日

・各新聞社の掲載上の周知事項は、以下のとおりです。

上記の日刊紙(4社)に同一の情報を提供しますが、掲載日・掲載内容について異なることもあります。又、紙面の都合上、全く掲載されないこともありますのでご了承ください。

◎町の広報紙について。

・町広報紙の掲載内容は以下のとおりです。

①自治会名 ②死亡者氏名 ③死亡時満年齢

・町広報紙の掲載は、翌々月の広報紙へ掲載。

(例：1月届出の場合は3月号へ掲載されます。)